

砂川市高齢者いきいき支え合い条例

(目的)

第1条 この条例は、いきいき活動及び支え合い活動の推進を図るため、その基本理念並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、高齢者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき義務等を定めることにより、もって市民が生涯を通じて安心して心豊かにいきいき暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「いきいき活動」とは、高齢者がいきいきと自立して暮らすことができるように自ら行う健康づくり、生涯学習、ボランティア活動及びその他の活動をいう。

2 この条例において、「支え合い活動」とは、支援を必要とする高齢者に対する次に掲げる活動をいう。

- (1) 地域において日常的に生活の状況を見守る活動
- (2) 地域において日常生活を支援する活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉法人砂川市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）並びに町内会及び自治会（以下「町内会等」という。）において高齢者を対象として行う福祉を目的とした活動

(基本理念)

第3条 いきいき活動及び支え合い活動は、市民が生涯を通じて安心して心豊かにいきいき暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを基本とし、市が主体的にその推進に取り組むとともに、市、関係機関、市民及び事業者が相互に連携しながら協働して行うものとする。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念に則り、関係機関、市民及び事業者と連携を図りながら、いきいき活動及び支え合い活動を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、いきいき活動及び支え合い活動を行うよう努めるとともに、地域における当該活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業を通じて、第2条第2項第1号に掲げる支え合い活動を行うよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、地域におけるいきいき活動及び支え合い活動に協力するよ

う努めるものとする。

(社会福祉協議会に対する情報の提供)

第7条 市長は、社会福祉協議会が支え合い活動を実施するために必要があると認めるときは、市内に住所を有する65歳以上の者に係る情報（以下「情報」という。）を提供することができる。

2 前項の規定により提供することができる情報は、氏名、住所、年齢、性別及び本人が提供することに同意した事項とする。

3 第1項に規定する情報の提供は、書面により行うものとする。

(協定の締結)

第8条 市長は、前条の規定により社会福祉協議会に対し情報を提供しようとするときは、情報の適正な取扱いを確保するため、あらかじめ、社会福祉協議会と情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 情報の提供及び閲覧の制限に関する事項

(2) 情報の管理に関する事項

(3) 協定に違反した場合の措置

(4) その他情報の管理に関し必要な事項

3 市長は、第1項の協定の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、社会福祉協議会に対し、提供した情報の管理に関する報告を求めるとともに、提供した情報の管理の状況を調査し、必要な指示をすることができる。

(町内会等との情報の共同利用)

第9条 社会福祉協議会は、町内会等（現に支え合い活動を行い、又は行おうとする団体に限る。）と共同して情報を利用しようとするときは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第4項第3号の規定による共同利用（以下「共同利用」という。）により行うものとする。

2 社会福祉協議会は、前項の規定に基づき町内会等と情報の共同利用をしようとするときは、当該町内会等からの申出に基づき、これを行うものとする。ただし、共同利用する情報は、当該町内会等の区域に限るものとする。

3 町内会等は、前項の申出をしようとするときは、社会福祉協議会に対し、利用する情報を管理する者（以下「情報管理者」という。）を届け出なければならない。

4 情報管理者は、当該町内会等の構成員であって情報を閲覧させるものとして社会福祉協議会に届け出た者に対し、その管理する情報を閲覧させることができる。

5 前項の規定による閲覧は、情報管理者の立会いがなければすることができない。

(情報の安全管理)

第10条 社会福祉協議会及び共同利用を行う町内会等は、情報を利用する場合には、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第11条 社会福祉協議会及び共同利用を行う町内会等は、支え合い活動の用に供する目的のために情報を利用することとし、法令に定めがあるものを除き、それ以外の目的による利用及び当事者以外の者に対し情報を提供してはならない。

(守秘義務)

第12条 社会福祉協議会及び共同利用を行う町内会等は、支え合い活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支え合い活動を行わなくなった後も同様とする。

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。